

監督上必要な命令による具体的な措置計画取組状況（平成28年3月3日現在）

具体的な措置計画	取組状況
<p>1 命令の内容</p> <p>新潟県農業共済組合連合会は、適正な業務運営を確保するため、役員の変更命令に基づく変更後の執行体制において、次の措置を講ずること。</p> <p>(1) 平成22年7月6日付け農林水産省指令22経営第1895号の農業災害補償法第142条の5第2項の規定に基づく監督上必要な命令を履行するとともに、適正かつ健全な業務運営を行える体制を確立すること。</p> <p>① 平成22年7月6日付けの監督上必要な命令の履行</p> <p>ア 会員等に対する正確かつ丁寧な説明</p> <p>会員等に対する正確かつ丁寧な説明を行うことにつきましては、組織決定した事項を履行できず、本会の理事会が業務執行機関として機能していなかったこと等により、全組合からの理解が得られなかったことから履行できませんでした。</p> <p>今後は、全理事（6名）改選後の新執行体制において、農業共済組合長・副組合長・第一理事</p>	<p>会員等に対する正確かつ丁寧な説明を行うことにつきましては、全理事（6名）改選後の新執行体制において、各組合長・副組合長・第一理事等と本会会長並びに副会長が面談するとともに、農業共済組合長・副組合長・第一理事等合同会議を平成24年6月7日に開催し、今までの経過報告と本会と利害関係のない有識者による検証委員会の設置及び、業務運営の効率化・合理化など、今後の取組みについて</p>

具体的な措置計画	取組状況
<p>合同会議を開催し、今までの経過報告と本会と利害関係のない有識者による検証委員会の設置など、今後の対応について理解を求めてまいります。</p> <p>さらに、検証委員会の検証結果に基づき必要な措置を講ずるとともに、改めて文書をもって会員等に対する正確かつ丁寧な事実関係等の説明を行ってまいります。</p> <p>また、新体制後の第3回理事会（平成24年5月17日）を開催するに当たり、同5月14、15、16日に本会会長並びに副会長が全会員を訪問し、各組合長・副組合長・第一理事と面談し、本会と利害関係のない有識者による検証委員会を設置することを了承いただきました。</p> <p>なお、平成24年6月上旬に農業共済組合長・副組合長・第一理事合同会議を開催して、今までの経過報告と今後の対応を説明し、理解を求めることを同理事会において決定いたしました。</p>	<p>理解を求め、了承を得ました。 具体的な取組状況は以下のとおりです。</p> <p>ア 面談経過</p> <p>5月14日 中越組合（高橋組合長、安達副組合長、小林第一理事）</p> <p>同上 魚沼組合（北村組合長、山内副組合長、石田第一理事）</p> <p>5月15日 上越組合（金子組合長、宮澤第一理事）</p> <p>同上 下越組合（佐藤組合長、尾田副組合長、佐藤第一理事）</p> <p>5月16日 新潟中央組合（串田組合長、五十嵐副組合長）</p> <p>同上 佐渡組合（菊地組合長、本間副組合長、井端第一理事）</p> <p>イ 農業共済組合長・副組合長・第一理事等合同会議</p> <p>日時 平成24年6月7日 10時30分から12時まで</p> <p>出席者 組合長6名、副組合長5名、第一理事等6名 計17名</p> <p>協議事項 ・農林水産省業務改善命令の対応について</p>

具体的な措置計画	取 組 状 況
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な措置計画、必要措置工程表 ・ N O S A I 新潟「業務運営検証委員会」設置要領 ・ 業務改善計画（骨子） ・ 業務運営改善計画プロジェクト委員会運営細則 <p>平成24年9月末現在の、会員等に対する説明につきましては、同8月31日に農業共済組合長会議を開催し、業務改善命令に的確に対応するため、「平成24年度の連合会事業計画等の変更について」を協議するとともに、N O S A I 新潟「業務運営検証委員会」に係る報酬・経費等の現状を報告し、次期臨時総会の開催に向け、理解をいただきました。</p> <p>ウ 平成24年10月31日、N O S A I 新潟「業務運営検証委員会」から調査・検証報告書が提出され、同日開催いたしました、「農業共済組合長・副組合長・第一理事等合同会議」において、4名の委員から調査・検証の内容を説明いただきました。</p> <p>エ 平成24年10月31日、役員全員協議会を開催し、N O S A I 新潟「業務運営検証委員会」からの調査・検証報告に基づく本会の今後の対応を協議し</p>

具体的な措置計画	取組状況
	<p>ました。</p> <p>オ 平成24年12月13日、「農業共済組合長・副組合長・第一理事等合同会議」を開催し、NOSA I新潟「業務運営検証委員会」委員との質疑応答と、本会の今後の対応並びに会員の組合員への配布文書の考え方を説明し、意見等を徴しました。</p> <p>カ 平成24年12月13日、第126回臨時総会を開催し、会員の組合員への配布文書の考え方を説明し意見等を徴しました。</p> <p>キ 平成25年1月8日開催の第16回理事会において、会員からの意見を反映し“農業共済組合員の皆様へ「国債売買損失問題」についてご説明とお詫びを申し上げます”を決定いたしました。</p> <p>ク 会員の協力のもと、会員のNOSA I部長等の理解を得て「国債売買損失問題」についての説明は、平成25年3月31日をもって完了いたしました。</p> <p>ケ 各農業共済組合の通常総代会（平成25年5月開催）の際、組合員あて説明文配布後の問合せ（意見・要望等）状況についてとりまとめた結果を報告しま</p>

具体的な措置計画	取組状況
	<p>した。なお、総代からの意見等は特にありませんでした。</p> <p>コ 平成25年10月31日、農業共済組合長会議を開催し、損害賠償請求に関する今後の対応について説明し了承を得ました。</p> <p>サ 平成26年1月20日、本会代理人弁護士2名の出席のもと、農業共済組合長会議を開催し、弁護士から「損害賠償請求に係る進捗状況等について」説明願ひ、了承を得ました。</p> <p>シ 平成26年3月6日、第130回臨時総会を開催し、「国債売買損失問題に係る損害賠償請求について、亡き〇〇〇〇元会長、〇〇〇〇元常務理事、及び〇〇〇〇元参事の善管注意義務及び忠実義務、誠実義務に違反する行為に対して、損害賠償請求訴訟を提起すること」及び「損害賠償請求金額については、現実の回収可能性、裁判にかかる費用等を考慮して、理事会に一任すること」を全会員一致により決定しました。</p> <p>ス 各農業共済組合の通常総代会（平成26年5月開催）の際、本会会長が民事訴訟を提起したことを報</p>

具体的な措置計画	取組状況
	<p>告するとともに、損害賠償請求額を決定した経過等を説明しました。</p> <p>なお、同総代会において、当該事案に対する本会への質問等はありませんでした。</p> <p>セ 平成26年9月30日、農業共済組合長会議を開催し、国債売買損失問題に係る損害賠償請求に関する経過について報告を行いました。</p> <p>ソ 平成28年2月19日の判決を受け、同年2月26日、本会代理人弁護士2人の出席のもと、農業共済組合長等会議を開催し、本会代理人弁護士が判決の内容を報告しました。</p> <p>また、同年3月3日付けで、会員である各農業共済組合あてに文書をもって結果報告を行い、会員の組合員に対しましては、本会ホームページでお知らせしました。</p> <p>【取組状況の自己評価】</p> <p>会員等に対しては、上記のとおり農業共済組合長会議及び臨時総会等を開催して正確かつ丁寧な説明を行い、理解を得た上で進めており、措置計画に沿って対応しております。</p> <p>今後も措置計画に沿って対応してまいります。</p>

具体的な措置計画	取組状況
<p>イ 関係者の処分等の取組の徹底</p> <p>関係者の処分等の取組について、退任慰労金の返納及び報酬の返納が実施できていないことから、取組の徹底が不足していました。</p> <p>今後は、平成24年度第1回理事会決定事項である、文書により再納入の理解を得る対応に努めます。</p> <p>なお、文書による再納入依頼につきましては、認知症の2名を除く3名に対し、平成24年4月26日に発送いたしました。</p>	<p>関係者の処分等の取組につきましては、平成24年4月17日開催の平成24年度第1回理事会（改選前の理事会）において、認知症の2名を除く3名（うち1名は改選前現職理事）に対し再納入依頼することが決定されました。</p> <p>また、文書による再納入依頼のほか、本会会長による面接要請を行いました。</p> <p>文書による再納入依頼 平成24年4月26日発送完了</p> <p>面接要請 〇〇〇〇氏への要請 平成24年6月1日（関原会長対応）</p> <p>NOSA I新潟「業務運営検証委員会」からの調査・検証報告に基づき、当時の役員には「会長らの義務違反を看過した責任の一端は免れない」とのことから、平成24年12月21日開催の平成24年度第15回理事会において、役員等関係者の処分については、平成22年7月29日に実施されており、今回改めての処分は行わないこととし、認知症の2名を除く3名（うち1名は改選前現職理事：業務改</p>

具体的な措置計画	取組状況
	<p>善命令を受けたことに対する道義的責任) に対し再納入依頼することが決定されました。</p> <p>ア 平成24年12月8日に関原会長が電話で元理事・〇〇〇〇氏に納入を依頼しました。 文書による再納入依頼 平成24年12月25日発送完了</p> <p>イ 平成24年12月26日に関原会長が中越組合・〇〇〇〇組合長と面談し、納入を依頼しました。</p> <p>ウ 同日、関原会長が電話で佐渡組合・〇〇〇〇組合長に納入を依頼しました。</p> <p>エ 平成25年2月7日に関原会長、林副会長が中越組合・〇〇〇〇組合長、佐渡組合・〇〇〇〇組合長と面談し、改めて納入を依頼しました。</p> <p>オ 平成25年5月20日に林会長が中越組合・〇〇〇〇組合長、佐渡組合・〇〇〇〇組合長と面談し、改めて納入を依頼しました。</p> <p>その結果、〇〇〇〇氏からは5月24日に、〇〇〇〇氏からは5月27日に納入されました。 なお、〇〇〇〇氏については、平成24年12月8</p>

具体的な措置計画	取組状況
<p>ウ 3か月毎の定期報告における未報告に対する対応</p>	<p>日に関原会長（当時）が電話で納入を依頼した際、同氏からは、「自分は85歳を超え、90歳にならんとしている。最近は、気力・体力とも衰えが激しく、思考力も乏しい。当時のことは思い出したくもない。今後は、面談なども断る」との回答であり、今後の進展の可能性は低いことから、文書並びに面談による納入依頼は行わないことを、平成25年5月22日開催の第6回理事会で決定しました。</p> <p>その後、平成25年5月26日からの新執行体制のもとで、7月22日及び8月26日に金子副会長が〇〇〇氏と面談し、納入を依頼した結果、9月6日に納入されました。</p> <p>カ 認知症により、自主返納を求めなかった2人のうち、〇〇〇〇氏が平成25年9月27日に亡くなりました。</p> <p>【取組状況の自己評価】 処分等（返納）が未実施の者のうち、認知症の2名（うち1名死亡）を除く3名について、上記のとおり対応した結果、3名とも納入され、措置計画に沿って対応しております。</p>

具体的な措置計画	取組状況
<p>業務改善命令に基づく3か月毎の定期報告において、報告されていない事項が認められたことについて、新理事会として遺憾に思います。</p> <p>今後は、かかることの無いよう十分に注意いたします。</p> <p>なお、未報告になっていた事項につきましては、平成24年2月10日の定期報告により完了いたしました。</p> <p>② 適正かつ健全な業務運営を行える体制の確立</p> <p>平成22年7月6日付けの農業災害補償法第142条の5第2項の規定に基づく監督上必要な命令が履行されず、業務運営の適正化が図られなかったことは、本会の改選前の理事会が業務執行機関として機能していなかったことによるものであります。</p> <p>また、会員及び会員の組合員に一層信頼される組織運営と機能向上に資するため、役職員に対するコンプライアンス意識の高揚、日常業務における基本的ルールの徹底など、コンプライアンス・プログラムに基づき、アクション・プログラム（実践計画）を確実に実践し、コンプライアンス態勢の強化を図ってまいります。</p> <p>今後は、下記（2）の事項を実施するとともに、理事会が業務執行機関として機能するよう、また、</p>	<p>業務改善命令に基づく3か月毎の定期報告において、未報告となっていた事項につきましては、平成24年2月10日の定期報告により完了いたしました。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【取組状況の自己評価】</p> <p>上記のとおり未報告となっていた事項は、報告を完了しました。</p> <p>今後とも、未報告事項が発生しないよう取り組みます。</p> </div> <p>コンプライアンス態勢の強化につきましては、コンプライアンスマニュアルの一部改正を行い、個人情報の漏洩防止及び情報セキュリティ対策の実践について明確にするとともに、平成24年度コンプライアンス・プログラム並びに平成24年度アクションプログラムについても、平成24年5月17日開催の平成24年度第3回理事会の決定に基づき実践しました。</p> <p>また、コンプライアンス意識の向上につきましては、平成24年7月4日に役員講習会、同10月4日に監</p>

具体的な措置計画	取組状況
<p>本会が会員及び会員の組合員のための組織であることを再認識しつつ、理事会において適切な審議・決定を行ってまいります。</p> <p>さらに、このたびの監督上必要な命令に係る具体的な措置計画及び工程表について、平成24年5月30日に本会ホームページに情報開示するとともに、会員が開催する総代会を通じて説明し、会員及び会員の組合員並びに農業共済関係者の信頼回復に向け、不退転の決意で臨んでまいります。</p> <p>なお、理事会運営についての監事による監督指導は、平成24年4月16日開催の第1回理事会より実施してまいります。</p>	<p>事講習会を、同7月30日、31日に職員研修会を開催しました。</p> <p>このたびの監督上必要な命令に係る具体的な措置計画及び工程表につきましては、本会のホームページに情報開示するとともに、会員が開催する総代会を通じて説明いたしました。</p> <p>また、本会が発行する機関誌「ネットワークにいがた」平成24年7月号（7月1日発行）に掲載し、情報開示しました。</p> <p>なお、監事による理事会運営の監督指導につきましては、理事会開催の都度、監事が出席し、監事の立場で適時助言を頂いております。</p> <p>具体的な取組状況は以下のとおりです。</p> <p>コンプライアンス・プログラム実践状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスマニュアルの職員配布（24.6.8） ・コンプライアンス取組状況調査（24.6.26.～29） ・ヘルプライン（内部通報制度）の再周知（24.6.8） ・部門別事務セミナー（24.4.23～6.11） ・機関誌を活用した意識の高揚（ネットワークにいがた5月号） ・現金等の口座振替（役員旅費の口座振込） ・役員講習会の実施（24.7.4）

具体的な措置計画	取組状況
	<p>農業共済組合のコンプライアンス態勢と適正運営→県団体指導検査室</p> <p>「信頼のきずな」未来を拓く運動の取り組み→NOSA I新潟</p> <p>講演「TPPが食や国民生活に与える広範な影響」→ノンフィクション作家 関岡英之氏</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連合会職員研修会の実施（24.7.30・31） 全職員を対象に2日に分けて実施 コンプライアンスの定着に向けて実践強化すべきこと→日本ビジネスドック 中村貴範氏 ・ コンプライアンス委員会委員の構成見直し（24.10.10） 透明性の確保、委員会機能の強化のため、第三者の構成割合を高めました。 学識経験者2名、農業者2名、理事2名 ・ コンプライアンス委員会の開催（24.12.4） 議題：1 平成24年度コンプライアンス・プログラムの進捗状況 2 NOSA I新潟の検査・監査・調査の概要 3 監理室による諸調査結果 主な意見：農家の立場として、NOSA I本来の仕事をしてほしい。コンプライアンスに手間を取られ、農家サービ

具体的な措置計画	取組状況
	<p>スが疎かにならないように願いたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回コンプライアンス委員会の開催(25.2.26) <ul style="list-style-type: none"> 議題：1 平成24年度コンプライアンス・プログラム実施状況 2 業務運営自主検査結果 3 内部監査結果 4 平成25年度コンプライアンス・プログラム案 5 「農業災害補償法第142条の5第2項の規定に基づく監督上必要な命令」における取組状況 <p>主な意見：業務改善命令を早期にクリアし、一刻も早く本来業務に戻っていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度第1回コンプライアンス委員会の開催(25.9.27) <ul style="list-style-type: none"> 議題：1 平成25年度コンプライアンス・プログラムの進捗状況について 2 監理室による諸調査の結果について <ul style="list-style-type: none"> ① 内部監査

具体的な措置計画	取 組 状 況
	<p>② 業務運営自主検査</p> <p>③ コンプライアンス浸透度アンケート調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンス研修会の開催（25.10.18） 全職員を対象に2班に分けて実施。研修内容は、①社会から信頼されるNOSA Iを目指して（講師：中川恒信氏）、②情報セキュリティに対する意識の強化について（講師：企画広報係長）。 ・ 平成25年度第2回コンプライアンス委員会の開催（26.3.11） 議題：1 平成25年度コンプライアンス・プログラムの実施状況について 2 リスク管理基本方針等の制定について 3 内部監査結果等の概要について 4 平成26年度コンプライアンス・プログラム案について ・ 平成26年度第1回コンプライアンス委員会の開催（26.9.10） 議題：1 平成26年度コンプライアンス・

具体的な措置計画	取組状況
	<p>プログラムの進捗状況について</p> <p>2 監理室による諸調査の結果について</p> <p>① 業務運営自主検査</p> <p>② コンプライアンス浸透度アンケート調査</p> <p>・平成26年度第2回コンプライアンス委員会の開催（27.3.3）</p> <p>議題：1 平成26年度コンプライアンス・プログラムの実施状況について</p> <p>2 内部監査結果等の概要について</p> <p>3 平成27年度コンプライアンス・プログラム案について</p> <p>・平成27年度第1回コンプライアンス委員会の開催（27.9.1）</p> <p>議題：1 平成27年度コンプライアンス・プログラムの進捗状況について</p> <p>2 コンプライアンス・マニュアルの一部改正（素案）について</p> <p>3 監理室による諸調査の結果について</p> <p>① 内部監査</p> <p>② 業務運営自主検査</p>

具体的な措置計画	取 組 状 況
	<p style="text-align: center;">③ コンプライアンス浸透度アンケート調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス研修会の開催（27.10.19、20） 全職員を対象に2班に分けて実施。研修内容は、①NOSA I 団体に求められるコンプライアンス態勢とコンプライアンス定着に向けた取り組みについて（講師：中川恒信氏）、②コンプライアンス・マニュアル並びにマイナンバー制度施行に伴う規則等の一部改正等について（講師：管理課）。 ・平成27年度第2回コンプライアンス委員会の開催（28.3.1） 議題：1 平成27年度コンプライアンス・プログラムの実施状況について 2 内部監査結果等の概要について 3 平成28年度コンプライアンス・プログラム案について <p style="text-align: center;">会員が開催する総代会を通じた説明 下 越 平成24年5月25日 新潟中央 平成24年5月23日</p>

具体的な措置計画	取組状況
	<p>佐 渡 平成24年5月24日 中 越 平成24年5月28日 魚 沼 平成24年5月28日 上 越 平成24年5月25日 魚 沼 平成25年3月11日（臨時総代会）</p> <p>本会ホームページに情報開示 平成24年6月1日に、具体的な措置計画及び工程表について開示しました。（同5月30日、31日システム不具合） 平成24年6月末日のアクセス数961件（前年同月比148.8%）</p> <p>平成24年11月1日、業務運営検証委員会からの調査・検証報告書（概要版）を開示。平成24年12月末日（11月1日～12月31日）のアクセス数1,318件（前年同月比194.1%）</p> <p>平成25年1月11日、具体的な措置計画の取り組み状況（平成24年12月末現在）を開示。平成25年2月末日（1月1日～2月28日）のアクセス数1,456件（前年同月比153.1%）</p> <p>今後の情報開示につきましては、平成25年7月</p>

具体的な措置計画	取 組 状 況
	<p>8日開催の第10回理事会承認後、具体的な措置計画の取り組み状況（平成25年6月末現在）を本会ホームページに掲載いたします。</p> <p>監事による理事会運営の監督指導 <平成24年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回理事会（24.4.16） 代表監事、監事1名 ・第2回理事会（24.4.28） 会長、副会長の互選のため欠席 ・第3回理事会（24.5.17） 代表監事、監事1名 ・第4回理事会（24.5.30） 代表監事、監事2名 ・第5回理事会（24.6.25） 代表監事、監事2名 ・第6回理事会（24.7.6） 監事2名 ・第7回理事会（24.8.7） 代表監事、監事2名 ・第8回理事会（24.9.13） 代表監事、監事1名 ・第9回理事会（24.10.3） 代表監事、監事1名 ・第10回理事会（24.11.8） 代表監事、監事1名 ・第11回理事会（24.11.13） 代表監事、監事1名 ・第12回理事会（24.11.20） 代表監事、監事1名 ・第13回理事会（24.11.30） 代表監事、監事2名 ・第14回理事会（24.12.13） 代表監事、監事2名 ・第15回理事会（24.12.21） 代表監事、監事2名 ・第16回理事会（25.1.8） 代表監事、監事2名 ・第17回理事会（25.1.30） 監事2名

具体的な措置計画	取組状況
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 18 回理事会 (25.3.4) 代表監事、監事 2 名 ・ 第 19 回理事会 (25.3.18) 代表監事、監事 2 名 <p><平成 25 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 回理事会 (25.4.8) 代表監事、監事 1 名 ・ 第 3 回理事会 (25.4.23) 代表監事、監事 1 名 ・ 第 4 回理事会 (25.4.30) 代表監事、監事 2 名 ・ 第 5 回理事会 (25.5.14) 代表監事、監事 2 名 ・ 第 7 回理事会 (25.5.26) 代表監事、監事 2 名 ・ 第 9 回理事会 (25.6.17) 代表監事、監事 1 名 ・ 第 10 回理事会 (25.7.8) 代表監事、監事 2 名 ・ 第 11 回理事会 (25.8.6) 代表監事、監事 2 名 ・ 第 12 回理事会 (25.9.13) 代表監事、監事 2 名 ・ 第 13 回理事会 (25.10.8) 代表監事、監事 2 名 ・ 第 14 回理事会 (25.10.18) 代表監事、監事 2 名 ・ 第 15 回理事会 (25.11.29) 代表監事、監事 2 名 ・ 第 16 回理事会 (26.1.8) 代表監事、監事 2 名 ・ 第 17 回理事会 (26.1.30) 代表監事、監事 2 名 ・ 第 18 回理事会 (26.2.25) 代表監事、監事 2 名 ・ 第 19 回理事会 (26.3.6) 代表監事、監事 2 名 ・ 第 20 回理事会 (26.3.27) 代表監事、監事 2 名 <p><平成 26 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 回理事会 (26.4.8) 代表監事、監事 2 名

具体的な措置計画	取組状況
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回理事会 (26.5.15) 代表監事、監事2名 ・ 第3回理事会 (26.5.30) 代表監事、監事2名 ・ 第4回理事会 (26.7.8) 代表監事、監事2名 ・ 第5回理事会 (26.8.7) 代表監事、監事2名 ・ 第6回理事会 (26.9.12) 代表監事、監事2名 ・ 第7回理事会 (26.10.7) 代表監事、監事2名 ・ 第8回理事会 (26.11.28) 代表監事、監事2名 ・ 第9回理事会 (27.1.7) 代表監事、監事2名 ・ 第10回理事会 (27.1.30) 代表監事、監事2名 ・ 第11回理事会 (27.3.6) 代表監事、監事2名 <p style="text-align: center;">＜平成27年度＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回理事会 (27.4.8) 代表監事、監事2名 ・ 第2回理事会 (27.5.13) 代表監事、監事2名 ・ 第3回理事会 (27.5.29) 代表監事、監事2名 ・ 第4回理事会 (27.7.8) 代表監事、監事2名 ・ 第5回理事会 (27.9.10) 代表監事、監事2名 ・ 第6回理事会 (27.10.6) 代表監事、監事2名 ・ 第7回理事会 (27.11.2) 代表監事、監事2名 ・ 第8回理事会 (27.11.27) 代表監事、監事1名 ・ 第9回理事会 (28.1.6) 代表監事、監事2名 ・ 第10回理事会 (28.1.29) 代表監事、監事2名 ・ 第11回理事会 (28.3.3) 代表監事、監事2名

具体的な措置計画	取組状況
<p>(2) 上記(1)の実施に当たって、以下の事項も併せて実施すること。</p> <p>① 国債の短期売買により29億円の損失を生じさせ、不適切な経理処理を行ったことについて、本会と利害関係を有しない有識者による委員会を設置し、国債売買損失問題についての役員等の善管注意義務及び忠実義務違反の有無等責任の所在、損失補填等を検証し、所要の措置を講ずる。</p> <p>平成24年4月28日にスタートしました新執行体制において、東京弁護士会人事委員会推薦の弁護士2名、公認会計士2名による検証委員会を別紙1の設置要領に基づき設置し、国債売買損失問題についての役員等の善管注意義務及び忠実義務違反の有無等責任の所在、損失補填等について、同8月末を目途に検証し、その検証結果に基づき</p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>【取組状況の自己評価】</p> <p>適正かつ健全な業務運営を行える体制の確立については、上記のとおり、コンプライアンス態勢の強化を図るとともに、理事会運営にあたり監事による監督指導を実施し、措置計画に沿って対応しております。</p> <p>今後も引き続きこれらの取り組みを行ってまいります。</p> </div> <p>本会と利害関係を有しない有識者による委員会を設置し、国債売買損失問題についての役員等の善管注意義務及び忠実義務違反の有無等責任の所在、損失補填等を検証し、所要の措置を講ずることにつきましては、平成24年6月1日に、弁護士2名、公認会計士2名によるNOSA I新潟「業務運営検証委員会」を設置し、同6月6日から検証作業が開始されました。</p>

具体的な措置計画	取組状況
<p>所要の措置を同9月末までに講ずることといたします。</p> <p>なお、検証委員会の委員の選定作業は、平成24年4月28日より開始いたしましたので、同5月末日までに委員候補の内諾を得るよう努めております。</p> <p>また、検証委員会については、平成24年5月17日の第3回理事会及び、同5月30日の第125回通常総会后、速やかに設置し、同8月上旬までに検証が終了するよう依頼いたします。</p>	<p>なお、第2回検証委員会が、同7月5日に弁護士会館において開催されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年6月6日 第1回検証委員会 ・同 6月13日14日、15日 NOSAI新潟にて検証 ・同 6月21日、22日 NOSAI新潟にて検証 ・同 6月29日 NOSAI新潟にて検証 ・同 7月5日 第2回検証委員会 ・同 7月30日 NOSAI新潟にて検証 ・同 8月3日 第3回検証委員会 ・同 8月22日 第4回検証委員会 ・同 9月5日 第5回検証委員会 ・同 9月12日 第6回検証委員会 ・同 9月26日 第7回検証委員会 ・同 10月3日 第8回検証委員会 ・同 10月15日 第9回検証委員会 <p>平成24年10月31日、NOSAI新潟「業務運営検証委員会」から調査・検証報告書が提出され、検証作業は終了いたしました。</p> <p>なお、この検証結果をNOSAI新潟ホームページ</p>

具体的な措置計画	取組状況
	<p>に掲載しました。</p> <p>平成24年10月31日、NOSA I新潟「業務運営検証委員会」からの調査・検証報告を受け、平成24年度第14回理事会（24.12.13）において、「国債売買損失問題」に関する事実認識と今後の対応を協議し、以下の事項を決定いたしました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国債売買損失問題に関する事実認識について <p>本会では「国債売買損失問題」に関し、業務運営検証委員会の調査・検証報告のとおり、当時（平成13年度～同18年度）の役員等には、法令に違反することを知らなかったとしても、国債の運用に関する一般的な知識が欠けていたところであり、善管注意義務・忠実義務に違反したことによる職務怠慢行為があったと認識する。</p> 2 同問題の発生原因について <p>連合会が行っていた国債売買取引は、そのほとんどが投機的な売買や短期間の回転売買であって、本取引に関わった役職員には、国債の売買に携わる者が備えるべき国債運用に関する一般的な知識（国債の価格変動リスク等）が欠けていたことが原因であると認識する。</p>

具体的な措置計画	取組状況
	<p>3 同問題の責任の所在について 本会では「国債売買損失問題」に関し、業務運営検証委員会の調査・検証報告のとおり、当時（平成13年度～同18年度）の役員等には、国債の運用に関する一般的な知識が欠けていたところであり、善管注意義務・忠実義務に違反したことによる責任があったと認識する。</p> <p>4 同問題の役員等関係者の処分について 本会では「国債売買損失問題」に関する、国債売買取引に関与した役員等関係者の処分については、平成22年7月29日付けで実施されており、今回改めての処分は行わないこととする。</p> <p>5 同問題に関する損失補填（損害賠償）について 業務運営検証委員会の検証結果に基づき、当時の会長理事、常務理事及び参事に対し、本会が被った損害について補填・賠償を求める措置を講ずることとする。</p> <p>6 今後の対応について ① 会員並びに会員の組合員に対する説明文及び配布時期・配布方法</p>

具体的な措置計画	取組状況
	<p>ア 会員に対しては、平成24年12月26日付けで、改めて文書をもって説明いたしました。</p> <p>イ 会員の組合員に対しては、会員の協力を頂けることが決まり、平成25年2月9日から同月25日までに、県下6組合揃って配布いただくことを依頼することとしました。</p> <p>ウ 今後、会員の組合員に対する説明文については、本会ホームページに掲載していきます。</p> <p>② 損失補填（損害賠償）の請求方法</p> <p>本会が被った損害額については、平成15年度から同18年度の期間に就任されていた会長理事、常務理事及び参事に対し、損害賠償義務の履行について通知することとする。</p> <p>なお、請求方法は内容証明郵便により通知することとする。</p> <p>「国債売買損失問題」に係る損害賠償請求について、平成25年1月30日開催の第17回理事会において、“通知書兼損害賠償請求書”の内容を決定いたしました。今後は事前連絡のうえ通知することとし、被通知人と面談のうえ協議を進めることといたしました。</p> <p>「国債売買損失問題」に係る損害賠償請求は、平成</p>

具体的な措置計画	取 組 状 況
	<p>25年3月18日開催の第19回理事会において、当時の会長理事（被相続人）・常務理事・参事に送付することを決定し、同19日に内容証明郵便により通知しました。</p> <p>平成25年4月4日付けで被通知人（3名連名）から、損害賠償請求の内容に関し、「平成25年3月29日現在の国債の市場価格によれば、保有国債は損害を生じておらず剰余が生じるが、損害の請求を維持されるのか」という内容の照会がありました。</p> <p>この照会を受け、同年4月12日開催の第2回理事会で、「平成25年3月19日付けの損害賠償請求書による損害の請求を維持する」旨の回答内容を決定し、同日付けで被通知人3名に回答しました。</p> <p>平成25年4月17日付けで被通知人（3名連名）から、3月19日付けの損害賠償請求書に対し「連合会の資金運用について、善管注意義務及び忠実義務に違反しておらず、職務懈怠の事実はなく、連合会に損害を被らせたことがないため、損害賠償請求に応じることはできない」旨の回答がありました。</p> <p>平成25年4月23日開催の第3回理事会で、被通知人と損害賠償請求に係る面談要請を行うことを決定</p>

具体的な措置計画	取 組 状 況
	<p>し、同日付けで被通知人3名に文書通知しました。</p> <p>平成25年5月22日、被通知人3名と損害賠償請求に係る協議を行いました（本会出席者：林会長、石田副会長、参事ほか職員）。</p> <p>平成25年8月6日開催の第11回理事会で、損害賠償請求の今後の進め方について協議を行い、被通知人と2回目の協議（面談）を行うことを決定し、8月23日付けで被通知人3名に文書通知しました。</p> <p>平成25年9月2日、被通知人3名と損害賠償請求に係る2回目の協議（面談）を行いました（本会出席者：五十嵐会長、金子副会長、参事ほか職員）。</p> <p>なお、今後は具体的な協議事項を提示した上で、引き続き、協議（面談）を行っていくこととしています。</p> <p>平成25年10月18日開催の第14回理事会で、損害賠償請求に関する今後の対応方針・提示条件等について審議し、今後の方針として、被通知人とは、ADR（裁判外紛争解決手続）を利用し、平成25年11月末日までにADRが成立しない場合は、平成26年3月末までに民事訴訟の提起を行い解決を図ることを決定しました。</p>

具体的な措置計画	取 組 状 況
	<p>平成25年10月31日、農業共済組合長会議を開催し、損害賠償請求に関する今後の対応について説明し了承を得ました。</p> <p>平成25年11月2日、被通知人3名と損害賠償請求に係る3回目の協議（面談）を行いました（本会出席者：五十嵐会長、金子副会長、参事ほか職員）。</p> <p>なお、当日はADRの利用協議について提案し、後日、利用の可否を返答いただくこととしました。</p> <p>平成25年11月7日、被通知人3人の代表として〇〇〇〇氏より、ADRの利用に関して、「私たちは、責任を認めて賠償金を支払うということは全くないと、既に回答させていただいたとおりの意思表示を再度させていただく」との返答（電話）がありました。</p> <p>被通知人の意思表示を受け、平成25年11月29日開催の第15回理事会で、損害賠償請求に関する今後の対応（①民事訴訟の提起に向けた本会の代理人弁護士を選任、②被通知人3人の資産調査、③民事訴訟の提起をすることについて）を決定しました。</p>

具体的な措置計画	取組状況
	<p>第15回理事会の決定を受け、損害賠償請求の民事訴訟を平成26年3月末までに提訴することとし、平成25年12月4日付けで、代理人弁護士（東京都港区西新橋1-7-13 東京グリーン法律事務所・古川史高弁護士）と委託契約を締結しました。</p> <p>平成26年1月30日、本会代理人弁護士から、元会長理事の〇〇〇〇氏、元常務理事の〇〇〇〇氏及び元参事の〇〇〇〇氏に対し、〇〇〇〇円を、それぞれ連帯して賠償するよう通知しました。（これにより、時効の停止措置が図られました。）</p> <p>平成26年2月12日、被通知人の〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏の3人を代理して、弁護士3人より回答があり、「国債取引により、通知連合会に損害を与えたことはなく、職務上の注意義務に違反した事実もありません。」よって、請求に応じることはできない旨の回答がありました。</p> <p>平成26年2月12日、元会長理事の〇〇〇〇雄氏の相続人3人のうち2人から、〇〇家裁〇〇支部に相続放棄を申述してある旨の通知がありました。</p> <p>平成26年2月17日、元会長理事の〇〇〇〇氏の</p>

具体的な措置計画	取組状況
	<p>相続人3人のうち2人より、相続放棄の申述があったことから、改めて元会長理事の〇〇〇〇氏の相続人1人及び被通知人代理人弁護士に対して、損害〇〇〇〇円を、それぞれ連帯して賠償するよう通知しました。</p> <p>平成26年3月6日、第130回臨時総会を開催し、「国債売買損失問題に係る損害賠償請求について、亡き〇〇〇〇元会長、〇〇〇〇元常務理事、及び〇〇〇〇元参事の善管注意義務及び忠実義務、誠実義務に違反する行為に対して、損害賠償請求訴訟を提起すること」及び「損害賠償請求金額については、現実の回収可能性、裁判にかかる費用等を考慮して、理事会に一任すること」を全会員一致により決定しました。</p> <p>平成26年3月27日、本会代理人弁護士3人の出席のもと、第20回理事会を開催し、損害賠償請求訴訟の提起に向けた訴状を決定しました。</p> <p>第20回理事会の決定を受け、平成26年3月28日、本会代理人弁護士を通じ、郵送にて新潟地方裁判所に訴状を提出しました。</p> <p>被通知人代理人弁護士から、平成26年5月7日付けで原告の請求を棄却する等の答弁書が提出されま</p>

具体的な措置計画	取組状況
	<p>した。</p> <p>平成26年5月13日、新潟地方裁判所において、第1回裁判（口頭弁論）が行われました。</p> <p>裁判の内容は、原告へは訴状内容の確認と答弁書記載の求釈明について、6月13日までに応答する指示です。</p> <p>被告へは、答弁書内容の確認と答弁書記載の求釈明の応答を踏まえての反論を7月11日までに行う指示です。</p> <p>（第2回以降は弁論準備期日とし、原則、非公開で行われる）。</p> <p>平成26年6月12日付けで、本会代理人弁護士から、裁判所及び被通知人代理人弁護士あてに第1準備書面（平成26年5月7日付けの答弁書に記載の求釈明に対する応答）が提出されました。</p> <p>被通知人代理人弁護士から、平成26年7月11日付けで第1準備書面が提出されました。</p> <p>平成26年7月18日、新潟地方裁判所において、第2回裁判（弁論準備手続）が行われました。</p>

具体的な措置計画	取組状況
	<p>裁判の内容は、原告に対し被告第1準備書面に対する反論を行う指示です。</p> <p>平成26年9月1日付けで、本会代理人弁護士から、裁判所及び被通知人代理人弁護士あてに原告第2準備書面（被告第1準備書面に対する反論）が提出されました。</p> <p>平成26年9月16日、新潟地方裁判所において、第3回裁判（弁論準備手続）が行われました。</p> <p>裁判の内容は、被告に対し平成26年10月31日までに、原告第2準備書面に対する反論を行う指示です。</p> <p>また、双方に対し、次回期日において可能であれば、立証計画（証拠調べに対しての人証、物証の準備）を明らかにするよう指示がありました。</p> <p>被通知人代理人弁護士から、平成26年10月8日付けで第2準備書面が、同年10月30日付けで第3準備書面が提出されました。</p> <p>平成26年10月31日付けで、本会代理人弁護士から、裁判所及び被通知人代理人弁護士あてに原告第</p>

具体的な措置計画	取 組 状 況
	<p>3 準備書面（被告第 2 準備書面に対する応答）が提出されました。</p> <p>平成 26 年 11 月 7 日、新潟地方裁判所において、第 4 回裁判（弁論準備手続）が行われました。</p> <p>裁判の内容は、入替取引との主張を行っている被告に対し、各取引がどのように入替取引になっているのかが明確でないため、図表等を用いて明快に主張するよう指示がありました。</p> <p>また、原告に対し、被告第 3 準備書面に対する反論を行うとともに、同書面中の「求釈明」事項について検討し、平成 27 年 1 月 13 日までに提出するよう指示がありました。</p> <p>平成 27 年 1 月 8 日付けで、被通知人代理人弁護士から、第 4 準備書面が提出されました。</p> <p>平成 27 年 1 月 14 日付けで、本会代理人弁護士から、裁判所及び被通知人代理人弁護士あてに原告第 4 準備書面（被告第 3 準備書面に対する応答）が提出されました。</p> <p>平成 27 年 1 月 23 日、新潟地方裁判所において、</p>

具体的な措置計画	取組状況
	<p>第5回裁判（弁論準備手続）が行われました。</p> <p>裁判の内容は、双方に対し、今回の双方の主張に対する反論を次回期日までに行うよう指示がありました。</p> <p>平成27年1月30日、本会役員並びに本会代理人弁護士3人の出席のもと、損害賠償請求訴訟打合せ会議を開催し、本会代理人弁護士から訴訟の経過等を報告いただきました。</p> <p>平成27年3月20日付けで、被通知人代理人弁護士から、第5準備書面が提出されました。</p> <p>平成27年3月31日付けで、本会代理人弁護士から、裁判所及び被通知人代理人弁護士あてに原告第5準備書面（被告第4準備書面に対する応答）が提出されました。</p> <p>平成27年4月8日、新潟地方裁判所において、第6回裁判（弁論準備手続）が行われました。</p> <p>裁判の内容は、双方に対し、今回の双方の主張に対する反論書面を5月18日までに提出するよう指示</p>

具体的な措置計画	取組状況
	<p>がありました。</p> <p>平成27年5月18日付けで、本会代理人弁護士から、裁判所及び被通知人代理人弁護士あてに原告第6準備書面（被告第5準備書面に対する応答）が提出されました。</p> <p>平成27年5月19日付けで、被通知人代理人弁護士から、第6準備書面が提出されました。</p> <p>平成27年5月29日、新潟地方裁判所において、第7回裁判（弁論準備手続）が行われました。</p> <p>裁判の内容は、双方に対し、第6準備書面の内容に対して、それぞれ反論するよう指示がありました。</p> <p>平成27年7月10日付けで、被通知人代理人弁護士から、第7準備書面が提出されました。</p> <p>平成27年7月13日付けで、本会代理人弁護士から、裁判所及び被通知人代理人弁護士あてに原告第7準備書面（被告第6準備書面に対する応答）が提出されました。</p>

具体的な措置計画	取組状況
	<p>平成27年7月15日、新潟地方裁判所において、第8回裁判（弁論準備手続）が行われました。</p> <p>裁判の内容は、双方に対し、証人尋問の申出を検討するのであれば、証人予定者の陳述書の準備を進めるよう指示がありました。</p> <p>平成27年7月29日付けで、本会代理人弁護士から農林水産省あて質問書（平成19年5月31日に本会が開催した理事懇談会における同省保険監理官補佐の発言に対する見解）が提出されました。</p> <p>平成27年8月4日付け27経営第1217号にて、農林水産省経営局保険監理官から上記質問書に対する回答がありました。</p> <p>平成27年9月10日付けで、被通知人代理人弁護士から、第8準備書面が提出されました。</p> <p>平成27年9月17日、新潟地方裁判所において、第9回裁判（弁論準備手続）が行われました。</p> <p>裁判の内容は、原告に対しては、被告第8準備書面に対する原告としての主張をまとめた書面を10月</p>

具体的な措置計画	取組状況
	<p>末日までに提出するよう指示がありました。</p> <p>また、被告に対しては、証人申請予定者の陳述書を10月末日までに提出するよう指示し、証人申請については陳述書の内容を確認した上で必要性を判断するとの説明がありました。</p> <p>平成27年9月30日付けで、本会代理人弁護士から、裁判所及び被通知人代理人弁護士あてに被告第8準備書面の反証となる証拠が提出されました。</p> <p>被通知人代理人弁護士から、平成27年10月22日付けで反訴状が、同年10月27日付けで第9準備書面が提出されました。</p> <p>本会代理人弁護士から、平成27年10月30日付けで原告第8準備書面が、同年11月2日付けで反訴答弁書が提出されました。</p> <p>平成27年11月9日、新潟地方裁判所において、第10回裁判（弁論準備手続）が行われました。</p> <p>裁判の内容は、被告の証拠申出は不採用となり、弁論準備手続及び弁論手続を終結し、判決期日を平</p>

具体的な措置計画	取組状況
	<p>成 2 8 年 2 月 1 9 日とする旨の指示がありました。</p> <p>平成 2 8 年 2 月 1 9 日、「1 原告の請求及び被告らの反訴請求をいずれも棄却する。2 訴訟費用は各自の負担とする。」との判決が言い渡されました。</p> <p>平成 2 8 年 2 月 2 6 日、本会代理人弁護士 2 人の出席のもと、農業共済組合長等会議を開催し、本会代理人弁護士が判決の内容を報告しました。</p> <p>平成 2 8 年 3 月 3 日、第 1 1 回理事会を開催し、判決の内容を報告するとともに、今後の対応を協議しました。</p> <p>協議の結果、全会一致で東京高等裁判所に控訴の提起をすることを決定し、本会代理人弁護士を通じて、控訴状を提出することとしました。</p>

具体的な措置計画	取組状況
<p>② 損失補填に向けて業務運営の徹底した効率化・合理化等を内容とする運営改善計画を策定し実践する。</p> <p>平成24年度は、別紙2の役員退任慰労金、事務経費の節減を実施するとともに、職員によるプロジェクト委員会（別紙3）を設置し、別紙2を骨子とする平成25年度以降の業務運営改善計画（案）を同8月末までに策定し、同9月の本会理事会及び同11月の本会経営協議会に諮り、その計画に基づき実践していきます。</p> <p>なお、プロジェクト委員会は、同5月28日に</p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>【取組状況の自己評価】</p> <p>損失補填（損害賠償請求）については、上記のとおり、業務運営検証委員会からの検証結果の報告後、当事者と協議を行ってきましたが、進展が見込めないことから、損害賠償請求の民事訴訟を提起することを組織決定し、本会代理人弁護士を通じ、平成26年3月28日付けで新潟地方裁判所に訴状を提出し、同年5月13日に第1回裁判が行われ、平成27年12月末日までに計10回の裁判が行われました。</p> <p>平成28年2月19日の判決結果を受け、同年3月3日開催の理事会において、控訴の提起をすることを決定いたしました。</p> </div> <p>業務運営の徹底した効率化・合理化等を内容とする運営改善計画を策定し実践することにつきましては、職員によるプロジェクト委員会を平成24年5月28日に設置し、同6月12日から検討作業を開始しました。</p> <p>・平成24年6月12日 第1回委員会 業務改善計画の骨子、今後の日程等について</p>

具体的な措置計画	取組状況
<p>設置いたしました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同 6月22日 第2回委員会 人件費の推移、維持管理費、各種引当金等の現状について ・ 同 6月29日 第3回委員会 職員年齢分布、機構のあり方等について ・ 同 7月6日 第4回委員会 業務収支予算、業務の効率化について ・ 同 7月18日 第5回委員会 委員会報告（素案）、業務の効率化について ・ 同 7月27日 第6回委員会 委員会報告（案）について <p>なお、平成24年8月7日開催の第7回理事会に、同プロジェクト委員会の検討経過を中間報告として説明し、同10月3日開催の第9回理事会に検討結果を報告いたしました。</p> <p>業務運営改善計画（案）につきましても、同年12月21日開催の第15回理事会において説明し、平成25年度事業計画並びに業務収支予算策定に反映することといたしました。</p> <p>平成25年1月8日開催の第16回理事会において、業務運営改善計画に基づき、役員退任慰労金を廃止することに伴い、「役員退任慰労金の算定基準」を</p>

具体的な措置計画	取組状況
	<p>廃止いたしました。</p> <p>同1月30日開催の第17回理事会において、平成25年度事業計画大綱案、平成25年度農業共済組合事業奨励措置、連合会機構の見直し案及び諸規則の一部改正案が承認されました。</p> <p>平成25年5月14日開催の第128回通常総会において、平成25年度の業務収支予算については、業務運営改善計画を踏まえ、前年度対比82.8%、平成22年度対比では79.2%で編成したことを説明し、承認されました。</p> <p>平成25年11月29日開催の第15回理事会において、平成26年度事業計画策定の基本方針案を決定し、予算統制並びに財務健全化の方策では、平成22年度予算対比25%削減を踏まえた業務運営改善計画に基づき効率化と合理化につとめてまいります。</p> <p>平成26年3月6日開催の第19回理事会において、平成26年度業務収支予算書案を決定しました。</p> <p>なお、平成26年度予算額は平成22年度予算対比74.2%となり、業務運営改善計画で目標としてい</p>

具体的な措置計画	取組状況
	<p>た25%削減を実現しました。</p> <p>平成26年5月30日開催の本会第131回通常総会において、平成26年度業務収支予算書が可決し、前記のとおり、業務運営改善計画で目標としていた平成22年度予算対比25%削減を実現しました。</p> <p>以後、平成27年3月6日開催の第11回理事会で、平成27年度業務収支予算書案を決定し、同年5月29日開催の本会第132回通常総会において、同予算書が可決されました。</p> <p>なお、平成27年度予算額は平成22年度予算対比75.0%で、上記の記載と同様に業務運営改善計画で目標としていた25%削減を達成しています。</p> <p>【取組状況の自己評価】</p> <p>措置計画に沿って策定した業務運営改善計画に基づき、効率化と合理化に努めております。</p> <p>その結果、業務運営改善計画のとおり、平成26年度予算額は22年度対比で25%削減することができました。</p> <p>平成27年度においても、職員数の削減など、業務運営の効率化・合理化を図っています。</p> <p>なお、今後も業務運営改善計画に基づき、引き続き業務運営の効率化・合理化を図ってまいります。</p>

具体的な措置計画	取組状況
<p>③ ①及び②を踏まえ、国債売買損失問題に係る事実関係、発生原因、責任の所在、関係者の処分、損失補填、再発防止策等について、全ての会員及び会員の組合員に対して、改めて文書をもって正確かつ丁寧な説明を行う。</p> <p>国債売買損失問題に係る事実関係、発生原因、責任の所在、関係者の処分、損失補填、再発防止策、業務運営改善計画等について、検証委員会において検証を行い、その検証結果に基づく所要の措置を決定した後、改めて全ての会員及び会員の組合員に対して、平成24年10月末を目途に文書をもって説明いたします。</p>	<p>国債売買損失問題に係る事実関係、発生原因については、検証委員会の報告を受けたのち、本会としての所要の措置を決定した後、改めて全ての会員及び会員の組合員に対して、平成24年10月末を目途に文書をもって説明する予定でした。</p> <p>会員に対しては、平成24年12月26日付けで、文書をもって説明し、完了いたしました。</p> <p>会員の組合員に対しては、平成25年2月9日から同月25日までに、県下6組合揃って配布いただくことになりました。</p> <p>平成25年1月18日付けで、すべての会員宛てに組合員への文書配布について、文書をもって依頼いたしました。</p> <p>会員の組合員への文書をもっての説明に当たり、本会会長・副会長が各組合長と面談し、改めて文書配布の協力を依頼いたしました。</p>

具体的な措置計画	取 組 状 況
	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年 2 月 5 日 上越組合（金子組合長、関原会長） ・平成 25 年 2 月 12 日 佐渡組合（菊地組合長、林副会長） ・平成 25 年 2 月 13 日 中越組合（高橋組合長、関原会長） ・平成 25 年 2 月 15 日 新潟中央組合（五十嵐組合長、関原会長） ・同上 魚沼組合（北村組合長、関原会長） ・平成 25 年 2 月 19 日 下越組合（佐藤組合長、関原会長） <p>※会員の組合員あて説明文の配布状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上越組合（25.2.12～ 20,300 部） ・中越組合（25.2.14～ 30,800 部） ・佐渡組合（25.2.21～ 10,000 部） ・魚沼組合（25.2.23～ 31,200 部） ・新潟中央組合（25.2.25～ 32,000 部） ・下越組合（25.3.4～ 22,000 部） <p style="text-align: right;">合計 146,300 部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年 3 月 31 日をもって配布完了。

具体的な措置計画	取 組 状 況
	<p>組合員あて説明文配布後の問合せ（意見・要望等）状況についてとりまとめた結果を、各農業共済組合の通常総代会の際、本会会長があいさつの中で報告するとともに、全組合において総代あて文書の配布を完了しました。</p> <p>なお、組合別の配布状況等は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下越組合……………H25. 6. 27 各総代に郵送 ・ 新潟中央組合…H25. 5. 24 総代会において配布 ・ 佐渡組合……………H25. 5. 22 各総代に郵送 ・ 中越組合……………H25. 5. 23 総代会において配布 ・ 魚沼組合……………H25. 5. 30 各総代に郵送 ・ 上越組合……………H25. 5. 24 総代会において配布 <p>総代あて文書の配布（郵送）完了後、平成27年9月末現在、意見等は寄せられていません。</p> <p>各農業共済組合の通常総代会（平成26年5月開催）の際、本会会長が民事訴訟を提起したことを報告するとともに、損害賠償請求額を決定した経過等を説明しました。</p> <p>なお、同総代会において、当該事案に対する本会への質問等はありませんでした。</p> <p>損害賠償請求に係る裁判は非公開で行われています</p>

具体的な措置計画	取組状況
<p>④ 適正かつ健全な業務運営を行える体制を確立する。</p> <p>業務運営の適正化の措置を講ずることの命令を受けましたことについて、真摯に受け止めております。</p> <p>今後とも、監事からは農業災害補償制度の趣旨に則り、業務運営についても意見を聴し、本会経営の正常化・堅実化に努めてまいります。</p> <p>また、会員及び会員の組合員の理解を得て、適正かつ健全な業務運営を行える体制を確立するため、速やかに以下のことに取り組むことといたします。</p>	<p>ので、裁判の経過を会員等に報告することはできませんが、その結果については本会代理人弁護士からの報告書をもって理事会に報告しております。</p> <p>【取組状況の自己評価】</p> <p>上記のとおり、会員及び会員の組合員に対して文書をもって説明しており、措置計画に沿って対応しております。</p> <p>併せて、組合員あて説明文配布後の意見・要望等を各農業共済組合の通常総代会等で配布いたしました。</p> <p>今後も、措置計画に沿って対応してまいります。</p>

具体的な措置計画	取組状況
<p>ア 健全化対策担当部署の明確化</p> <p>今回の監督上必要な命令を確実に前進させるため、検証委員会の事務、業務運営改善計画の実践及び検証結果に基づく文書をもつての説明等、担当部署を定め組織一丸となって取り組む。</p> <p>なお、同担当部署は総務部管理課とする。</p> <p>イ 内部検査の実施</p> <p>内部牽制機能を発揮するため、農業共済団体に対する監督指針に沿い、本会監理室による業務運営適正化等実施要領に基づく、業務処理調査及び各部署で行う自主検査を徹底する。</p>	<p>業務改善命令を確実に前進させるため、平成24年6月1日に健全化対策の担当部署を総務部管理課と定め、検証委員会の事務、業務運営改善計画の実践及び検証結果に基づく文書をもつての説明など、組織一丸となって取り組んでいます。</p> <p>内部検査につきましては、農業共済団体に対する監督指針に沿い、本会監理室による業務運営適正化等実施要領に基づき実施することとし、各部署で行う自主検査につきましては、平成24年度は、次のとおり実施しました。</p> <p>自主検査実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年8月13日～9月7日 改善事項 2件、注意事項14件 ・平成25年1月15日～同31日（574項） 問題なし「○」 570項 問題発生 of 危険あり「△」 3項 改善の必要あり「×」 1項

具体的な措置計画	取組状況																						
	<p>業務処理調査実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年8月29日～9月14日 改善事項 0件、注意事項1件 ・監理室による「内部監査実施要領」を平成24年12月7日に決めました。 <p>・内部監査結果</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">実施日</td> <td>平成25年2月1日～同8日</td> </tr> <tr> <td>基準日</td> <td>平成24年12月31日</td> </tr> <tr> <td>調査項目</td> <td>278項目</td> </tr> <tr> <td>監査結果</td> <td>適正運営「○」241項 改善検討「△」3項 要改善「×」0項</td> </tr> </table> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">実施日</td> <td>平成25年8月1日～同8日</td> </tr> <tr> <td>基準日</td> <td>平成25年6月30日</td> </tr> <tr> <td>調査項目</td> <td>209項目</td> </tr> <tr> <td>監査結果</td> <td>適正運営「○」202項目 改善検討「△」6項目 要改善「×」1項目</td> </tr> </table> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">実施日</td> <td>平成26年1月15日～2月6日</td> </tr> <tr> <td>基準日</td> <td>平成25年12月31日</td> </tr> <tr> <td>調査項目</td> <td>121項目</td> </tr> </table>	実施日	平成25年2月1日～同8日	基準日	平成24年12月31日	調査項目	278項目	監査結果	適正運営「○」241項 改善検討「△」3項 要改善「×」0項	実施日	平成25年8月1日～同8日	基準日	平成25年6月30日	調査項目	209項目	監査結果	適正運営「○」202項目 改善検討「△」6項目 要改善「×」1項目	実施日	平成26年1月15日～2月6日	基準日	平成25年12月31日	調査項目	121項目
実施日	平成25年2月1日～同8日																						
基準日	平成24年12月31日																						
調査項目	278項目																						
監査結果	適正運営「○」241項 改善検討「△」3項 要改善「×」0項																						
実施日	平成25年8月1日～同8日																						
基準日	平成25年6月30日																						
調査項目	209項目																						
監査結果	適正運営「○」202項目 改善検討「△」6項目 要改善「×」1項目																						
実施日	平成26年1月15日～2月6日																						
基準日	平成25年12月31日																						
調査項目	121項目																						

具体的な措置計画	取組状況
	<p>監査結果 適正運営「○」 112項目 改善検討「△」 6項目 要改善「×」 3項目</p> <p>実施日 平成26年7月30日～8月12日 基準日 平成26年6月30日 調査項目 96項目 監査結果 適正運営「○」 88項目 改善検討「△」 6項目 要改善「×」 2項目</p> <p>実施日 平成27年1月22日～2月13日 基準日 平成26年12月31日 調査項目 86項目 監査結果 適正運営「○」 76項目 改善検討「△」 9項目 要改善「×」 1項目</p> <p>実施日 平成27年7月10日～8月5日 基準日 平成27年6月30日 調査項目 122項目 監査結果 適正運営「○」 111項目 改善検討「△」 9項目 要改善「×」 2項目</p>

具体的な措置計画	取組状況
<p>ウ 監事監査の充実</p> <p>監事の独任制・独立性を確保し、監事の権限を適切に行使して積極的な監査を実施する。</p> <p>また、公認会計士による監査補助については、月次等会計処理の適正性の点検調査を毎月1回実施する。</p> <p>a 会務運営全般の確認</p> <p>組織運営状況、運営体制(組織機構、コンプライアンス体制等)、定款、保険規程、諸規則及び会計関係規定等の確認。</p> <p>b 会計処理の点検調査</p> <p>合計残高試算表の適否、月次伝票・各種帳票、余裕金の運用の点検調査。</p> <p>c 業務改善命令の実施状況の確認</p> <p>国債売買損失問題の処理、業務運営改善</p>	<p>実施日 平成28年1月13日～2月9日</p> <p>基準日 平成27年12月31日</p> <p>調査項目 113項目</p> <p>監査結果 適正運営「○」 105項目 改善検討「△」 6項目 要改善「×」 2項目</p> <p>監事による監査につきましては、平成24年5月17日、18日に監事監査が実施され、会務運営全般について確認されました。監査講評では、新体制の中で会員及び会員の組合員の信頼回復に努めるよう意見がありました。</p> <p>また、公認会計士による監査補助は、平成23年度決算に関連して平成24年4月26日、27日及び同5月18日に会計処理の点検が行われました。また、平成24年度の月次点検は、同6月21日に行われ、適正に処理されていることが確認されました。</p> <p>さらに、業務運営及び業務改善命令の実施状況につきましては、平成24年11月の中間監査において確認いたしました。</p>

具体的な措置計画	取組状況
<p>計画の進捗状況の確認。</p>	<p>監事による監査実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年11月6日～7日（中間監査） ・平成24年度中間監査結果 平成24年12月13日開催の第126回臨時総会で監査結果を報告しました。 ・平成25年4月30日～5月1日（決算監査） ・平成25年度定時監査（決算監査）結果 平成25年5月14日開催の第128回通常総会で監査結果を報告しました。 ・平成25年11月13日～14日（中間監査） ・平成25年12月18日（臨時監査） 国債売買損失問題に関する取組状況について、監査を実施しました。 ・平成26年5月15日～16日（決算監査） ・平成26年度定時監査（決算監査）結果 平成26年5月30日開催の第131回通常総会で監査結果を報告しました。

具体的な措置計画	取組状況
	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年11月18日～19日（中間監査） ・平成27年5月13日～14日（決算監査） ・平成27年度定時監査（決算監査）結果 平成27年5月29日開催の第132回通常 総会で監査結果を報告しました。 ・平成27年11月16日～17日（中間監査） <p>公認会計士による点検調査実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年7月19日 ・同 8月23日 ・同 9月21日 ・同 10月25日 ・同 11月21日 ・同 12月20日 ・平成25年1月24日 ・同 2月21日 ・同 3月19日 ・同 4月25日 ・同 6月20日 ・同 7月18日

具体的な措置計画	取組状況
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同 8月21日 ・ 同 9月30日 ・ 同 10月24日 ・ 同 11月21日 ・ 同 12月19日 ・ 平成26年1月28日 ・ 同 2月20日 ・ 同 3月18日 ・ 同 4月 1日 ・ 同 4月24日 ・ 同 4月28日 ・ 同 6月19日 ・ 同 7月16日 ・ 同 8月21日 ・ 同 9月18日 ・ 同 10月23日 ・ 同 11月27日 ・ 平成27年2月 4日 ・ 同 2月12日 ・ 同 3月 5日 ・ 同 3月26日 ・ 同 4月 1日 ・ 同 4月23日 ・ 同 6月18日

具体的な措置計画	取組状況
<p>エ 会員との意思疎通</p> <p>検証委員会の検証結果を受けた後、農業共済組合長・副組合長・第一理事合同会議を開催して、検証結果及び検証結果に基づく措置、業務運営改善計画等を含め、文書による説明内容並びに会員の組合員への文書配布等について協議し理解を求める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同 7月16日 ・ 同 8月20日 ・ 同 9月17日 ・ 同 10月22日 ・ 同 11月26日 ・ 同 12月17日 ・ 平成28年1月21日 ・ 同 2月25日 <p>検証委員会の検証結果を受けた後、理事会を開催して検証結果に基づく措置を検討し、平成24年9月上中旬を目途に、農業共済組合長・副組合長・第一理事等合同会議を開催して、文書による説明内容並びに会員の組合員への文書配布等について協議し、会員との意思疎通を深めてまいりましたが、検証委員の調査・検証に時間を要し、同委員会の検証結果報告が大幅に遅延いたしましたことから、以下のとおり会員との意思疎通を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成24年10月31日 検証委員から会員への検証結果の説明。 ・ 同 12月13日

具体的な措置計画	取組状況
	<p> 検証委員、会員、本会と質疑応答・意見交換。 ・ 同 12月13日 本会臨時総会にて配布文書について説明。 ・ 平成25年3月18日 「国債売買損失問題」に関する問い合わせ状況の報告。 </p> <p> 各農業共済組合の通常総代会（平成25年5月開催）の際、組合員あて説明文配布後の問合せ（意見・要望等）状況についてとりまとめた結果を報告しました。なお、総代からの意見等は特にありませんでした。 </p> <p> 平成25年10月8日、国債売買損失問題に関して佐渡農業共済組合長及び中越農業共済組合長連名による意見書を受理。同日開催の第13回理事会に同意見書を提示し、その内容について共通の認識であることを確認しました。 </p> <p> 平成26年3月6日、第130回臨時総会を開催し、「国債売買損失問題に係る損害賠償請求について、亡き〇〇〇〇元会長、〇〇〇〇元常務理事、及び〇〇〇〇元参事の善管注意義務及び忠実義務、誠実義務に違反する行為に対して、損害賠償 </p>

具体的な措置計画	取組状況
<p>オ 問い合わせ窓口の設置</p> <p>会員の組合員等からの問い合わせに対して、透明性を確保し正確で適切な説明ができるよう、担当部署を定めて取り組む。</p> <p>なお、同担当部署は監理室とする。</p>	<p>請求訴訟を提起すること」及び「損害賠償請求金額については、現実の回収可能性、裁判にかかる費用等を考慮して、理事会に一任すること」を全会員一致により決定しました。</p> <p>各農業共済組合の通常総代会（平成26年5月開催）の際、本会会長が民事訴訟を提起したことを報告するとともに、損害賠償請求額を決定した経過等を説明しました。</p> <p>平成26年9月30日、農業共済組合長会議を開催し、国債売買損失問題に係る損害賠償請求に関する経過について報告を行いました。</p> <p>平成28年2月19日の判決を受け、同年2月26日、本会代理人弁護士2人の出席のもと、農業共済組合長等会議を開催し、本会代理人弁護士が判決の内容を報告しました。</p> <p>会員の組合員等からの問い合わせに対して、透明性を確保し正確で適切な説明を行うよう、平成24年6月1日に問い合わせ担当部署を本会の監理室と定めて、取り組んでまいりました。</p>

具体的な措置計画	取組状況
<p>a 問合せ応答集の作成 国債売買問題の事実、検証委員会の検証結果及び検証結果に基づく措置等を基にした問合せ応答集を9月末までに作成し、理事会に付議。</p> <p>b 問合せ専用フリーダイヤルの開設 会員の組合員等からの問い合わせに確実に対応するため、専用のフリーダイヤルを8月上旬に設置。</p> <p>c 意見要望等の共有化 定期的（3か月ごと）に理事会に報告し、意見要望等の対応を協議。</p>	<p>ア 問い合わせ専用のフリーダイヤルにつきましては、平成24年7月31日に設置完了いたしました。</p> <p>イ 平成25年1月30日開催の第17回理事会において、会員の組合員農家あて説明文書をもとに、国債売買損失問題の検証結果に関する応答集案について協議し、一部修正については正副会長一任として決定いたしました。</p> <p>ウ 会員の組合員等からの意見要望等については、毎月取りまとめ、理事会に報告しています。</p> <p>エ 平成24年3月17日、報道機関による、役員改選命令及び業務改善命令についての報道後、平成28年3月3日現在、意見要望等は寄せられていません。</p> <p>オ 平成28年3月3日現在の問合せ件数は108件（平成27年12月末現在と同数）となっています。</p> <p>カ 総代あて文書の配布（郵送）完了後、平成28年3月3日現在、意見等は寄せられていません。</p> <p>キ 問い合わせ専用のフリーダイヤルにつきましては</p>

具体的な措置計画	取組状況
	<p>は、平成25年4月22日以降、フリーダイヤルでの問い合わせ実績はなく、会員の総代への取組状況報告も完了したことから、専用フリーダイヤルは廃止することを平成25年8月6日開催の第11回理事会で決定し、8月9日をもって廃止いたしました。</p> <p>なお、廃止に関しては会員に文書通知するとともに、本会ホームページでもお知らせしました。</p> <p>また、以降の問い合わせ等につきましては、引き続き監理室が対応することとしています。</p> <p>ク 平成26年5月10日及び5月14日に損害賠償請求に係る訴訟に関する新聞報道がありました。平成28年3月3日現在、意見等は寄せられていません。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>【取組状況の自己評価】</p> <p>適正かつ健全な業務運営を行える体制の確立につきましては、上記のとおり監事監査の充実（臨時監査の実施等）をはじめ、内部監査の実施、公認会計士による点検調査、会員との意思疎通等を実施しており、措置計画に沿って対応しております。</p> <p>なお、今後もこれらの取り組みを継続して、業務運営の適正化に努めてまいります。</p> </div>

具体的な措置計画	取組状況
<p>(3) 下記の処分の理由に係る役職員の責任の所在の明確化を図る。</p> <p>① 理事会が業務執行機関として機能せず同命令発出後、1年7か月を経過しても組合員に説明が行われておらず、また、今後説明の見通しも立っていないこと。</p> <p>平成22年7月6日付けの農業災害補償法第142条の5第2項の規定に基づく監督上必要な命令の早期履行に取り組んでまいりましたが、組織決定した事項を履行できず、一部の会員並びに会員の組合員への説明が完了していないことは大変遺憾であります。</p> <p>このことは、改選前の理事会が一部の会員からの意見・要望等に対する対応を適時、適切に審議してこなかったことが原因であります。</p> <p>今回の監督上必要な命令を受け、改選前の理事会は業務執行機関として機能していなかったことについて、平成23年度第20回及び同21回理事会において、全理事の責任であることを明確にいたしました。</p> <p>なお、改選前の理事（6名全員）は、平成24年度第1回理事会において、平成24年3月16日付け、農業災害補償法第142条の6第1項の</p>	<p>理事会が業務執行機関として機能していないことにつきましては、平成23年度第20回及び同21回理事会において、全理事の責任であることが明確になっております。なお、役員退任慰労金の支給を辞退されました。</p> <p>【取組状況の自己評価】 上記のとおり全理事（6名）の責任であることを明確にし、措置計画に沿って対応しました。</p>

具体的な措置計画	取組状況
<p>規定に基づく役員改選命令が発せられたことに鑑み、役員退任慰労金の支給を辞退されるとともに、同4月27日の第124回臨時総会において、役員選任が行われ、全理事6名の改選が完了いたしました。</p> <p>② 組合員等からの問合せに対し、所管部署の長が「損失は評価損である」等事実と相違する説明を行っている事例が多数認められたこと。</p> <p>改選前の理事会において、正確な事実認識に基づく結果責任の所在が明確でなかったことから、所管部署長が正確性を欠き、事実と相違した信頼を損なうような説明を行ったことは、大変遺憾であります。</p> <p>このことは、適切な内部管理が行われていなかったことが原因であることから、理事会で早期に結論を出し、責任の所在を明確にし、所要の措置を講ずることといたします。</p>	<p>組合員等からの問合せに対し、所管部署の長が「損失は評価損である」等事実と相違する説明を行っている事例が多数認められたことにつきましては、役職員の責任の所在の明確化について、平成24年7月6日開催の本会第6回理事会において、責任の所在を明確にして、所要の措置を講ずることといたしました。</p> <p>平成25年1月30日開催の第17回理事会において、責任の所在を明確にし所要の措置を講ずることを決定し、同31日付けで文書をもって該当者に所要の措置を実施し、完了いたしました。</p> <p>【取組状況の自己評価】</p> <p>上記のとおり、当事者に対して所要の措置を措置計画に沿って対応しました。</p>